

食品安全委員会第 361 回会合議事録

1. 日時 平成 23 年 1 月 6 日（木） 14:00 ～14:44

2. 場所 大会議室

3. 議事

- (1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について
 - ・添加物 2 品目
 - ① *trans*-2-メチル-2-ブテナール ②ピロール
 - (厚生労働省からの説明)
- (2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について
 - ・「LEU-№.2 株を利用して生産された L-ロイシン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
- (3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について
 - ・添加物「ピラジン」に係る食品健康影響評価について
- (4) 平成 23 年度食品安全委員会予算案の概要及び定員要求結果の概要について
- (5) 食品安全モニターからの報告（平成 22 年度 10 月分）について
- (6) 平成 23 年度食品安全モニターの募集について
- (7) 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 22 年 11 月分）について
- (8) 食品安全委員会の 12 月の運営について
- (9) その他

4. 出席者

(委員)

小泉委員長、見上委員、長尾委員、野村委員、畑江委員、廣瀬委員、村田委員

(説明者)

厚生労働省 森口基準審査課長

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局次長、西村総務課長、坂本評価課長、原嶋勧告広報課長、新本リスクコミュニケーション官、本郷情報・緊急時対応課長、前田評価調整官

5. 配布資料

- 資料 1 - 1 食品健康影響評価について
- 資料 1 - 2 「*trans*-2-メチル-2-ブテナール」及び「ピロール」の食品安全基本法第 24 条に基づく食品健康影響評価について
- 資料 2 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について〈LEU-No.2 株を利用して生産された L-ロイシン〉
- 資料 3 添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について〈ピラジン〉
- 資料 4 平成 23 年度食品安全委員会予算案の概要及び定員要求結果の概要について
- 資料 5 食品安全モニターからの報告（平成 22 年 10 月分）について
- 資料 6 平成 23 年度食品安全モニターの募集について
- 資料 7 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等（平成 22 年 11 月分）について
- 資料 8 食品安全委員会の 12 月の運営について

6. 議事内容

○小泉委員長 時刻になりましたので、始めさせていただきます。

今年 は 2011 年、平成 23 年、すなわち卯年の初めての食品安全委員会でございます。明けましておめでとうございます。本年も国民の健康保護が最も大事だという理念の下に、この 7 名で頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、ただ今から「食品安全委員会（第 361 回会合）」を開催いたします。

本日は 7 名の委員が出席です。また、厚生労働省から森口基準審査課長に御出席いただいております。

それでは、お手元でございます「食品安全委員会（第 361 回会合）議事次第」に従いまして、本日の議事を進めたいと思います。まず資料の確認を事務局からお願いいたします。

○西村総務課長 それでは、資料の確認をさせていただきます。議事次第の紙。

資料 1 - 1 「食品健康影響評価について」。

資料 1 - 2 「『*trans*-2-メチル-2-ブテナール』及び『ピロール』の添加物指定及び規格基準の設定に関する食品健康影響評価について」。

資料 2 「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」。

資料 3 「添加物に係る食品健康影響評価に関する審議結果について」。

資料 4 「平成 23 年度食品安全委員会予算案の概要及び定員要求結果の概要について」。

資料 5 「食品安全モニターからの報告（平成 22 年 10 月分）について」。

資料 6 「平成 23 年度食品安全モニターの募集について」。

資料 7 「『食の安全ダイアル』に寄せられた質問等（平成 22 年 11 月分）について」。

資料 8 「食品安全委員会の 12 月の運営について」。

最後に食品安全モニター募集のチラシが入っております。資料の不足はございませんでしょうか。

<p>(1) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について</p>

○小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、議事に入ります。

最初に「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について」です。資料 1 - 1 にありますとおり、厚生労働大臣から 1 月 4 日付けで添加物 2 品目について、食品健康影響評価の要請がありました。厚生労働省の森口基準審査課長から説明をお願いいたします。

○森口基準審査課長 それでは、説明をさせていただきます。資料 1 - 2 をお願いいたします。厚生労働省では、FAO/WHO 合同食品添加物専門家会議（JECFA）で国際的に安全性評価が終了し、米国及び EU 諸国等で広く使用が認められている添加物につきまして、事業者申請ではなく、国主導で添加物の指定をするということを平成 14 年以降、進めてきております。今般この条件に該当する品目として香料 2 品目の資料がまとまりましたことから、添加物指定の検討を開始するに当たり、健康影響評価をお願いするものでございます。

表の方が *trans*-2-メチル-2-ブテナールでございます。用途は先ほど申しましたように、香料で海外における使用状況は、欧米では焼菓子、清涼飲料、冷凍乳製品等、様々な加工食品において香りを再現し、風味を向上させるために添加されているというものでございまして、きいちご類ですとかパッションフルーツ等の食品中にも常在する、牛肉等の加熱調理でも生成するという成分でございます。

裏面でございます。2品目目がピロールでございます。こちらも香料でございます、用途は似たような、焼菓子とか肉製品、冷凍乳製品等、同じようなものに香料として使われているもので、こちらもコーヒー、タマリンド、麦芽等の食品に自然に含まれており、また、肉類等の加熱調理により生成する成分でございます。両品目とも健康影響評価結果をいただきましたら、添加物としての指定の可否、規格基準の設定等について検討をしていきたいと考えているものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容につきまして、御意見・御質問がございましたら、よろしくお願いいたします。よろしいですか。

それでは、本2品目につきましては、添加物専門調査会において審議することといたします。森口課長、どうもありがとうございました。

(2) 遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「遺伝子組換え食品等専門調査会における審議結果について」です。本件につきましては、専門調査会から意見・情報の募集のための評価書案が提出されております。

まず担当委員の長尾さんから説明をお願いいたします。

○長尾委員 それでは、資料2の2ページの概要に沿って説明をします。食品添加物である「LEU-No.2株を利用して生産されたL-ロイシン」について、申請者提出の資料を用いて食品健康影響評価を行いました。

本食品添加物は、L-ロイシンの生産性を高めるために、*E. coli* K-12株由来の突然変異株を宿主として、L-ロイシン生合成に関与する遺伝子及びプロモーター配列の導入を行ったLEU-No.2株を利用して生産されたL-ロイシンです。

提出された資料により、本添加物は食品添加物公定書の規格を満たしていること。従来のL-ロイシンと比較して既存の非有効成分の含有量が安全上問題となる程度まで増加しておらず、かつ、有害性が示唆される新たな非有効成分を含有していないと考えられました。

したがって、専門調査会は遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物のうち、アミノ酸等の最終産物が高度に精製された非タンパク質性添加物の安全性評価の考え方に基づき安全性が確認されたと判断しました。

以上です。詳細については事務局から説明をお願いします。

○坂本評価課長 それでは、資料2に基づきまして、補足の説明をさせていただきます。資料2はLEU-No.2株を利用して生産されたL-ロイシンに関する遺伝子組換え食品等の評価書でございます。

1ページに審議の経緯がございますが、このものにつきましては昨年11月に厚生労働大臣から食品健康影響評価の要請がございまして、昨年12月2日に食品安全委員会において要請事項の説明を受けたものでございます。ただ今、長尾委員から御説明がありましたように、このものはいわゆる高度精製品に該当いたします。

3ページに「II. 食品健康影響評価」がございます。専門調査会におきましては、食品健康影響評価の2. にありますように、非有効成分としてL-チロシンなどが検出されておりますが、2. の下の方の「以上」からでございます様に、非有効成分の含有量が安全上問題となる程度にまで増加していないことなどを評価していただいております。

3. にございます様に、遺伝子組換え微生物を利用して製造された添加物の安全性評価基準による評価は必要ないと判断されたものでございます。

この評価書案に関しましては、本日の委員会終了後、2月4日までの30日間、国民からの御意見・情報の募集を行いたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いします。どうぞ。

○野村委員 ケアレスミスだと思いますが、1ページのパブコメの募集期間ですが、間違いですね。

○坂本評価課長 申し訳ございません。訂正したものをホームページに載せるようにいたします。

○野村委員 お願いします。

○小泉委員長 ほかにございませんか。よろしいですか。

それでは、その点だけ修正して、意見・情報の募集手続に入ることといたします。

(3) 食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「食品安全基本法第 24 条に基づく委員会の意見について」です。添加物 1 品目に関する食品健康影響評価につきましては、専門調査会における審議、意見・情報の募集の手続が終了しております。事務局から説明をお願いいたします。

○坂本評価課長 それでは、資料 3 に基づきまして、御説明いたします。資料 3 はピラジンの添加物評価書でございます。このピラジンはいわゆる国際汎用の添加物でございます。香料として用いられるもので、厚生労働省より食品健康影響評価について要請があったものでございます。

4 ページの半ばから「6. 評価要請の経緯」に関する記載がございます。このものはコーヒーやココナッツ等の焙煎などにより生成する成分ということでございます。欧米においては、焼菓子など様々な加工食品に、香りの再現、風味の向上等の目的で添加されているということでございます。

このものにつきましては、「国際的に汎用されている香料の安全性評価の方法について」に基づきまして、資料の整理が行われ、評価されております。

4 ページの下の方から「Ⅱ. 安全性に係る知見の概要」となっておりまして、6 ページをお願いいたします。下の方に「6. 安全マージンの算出」という項目がございます。ラットでの 90 日間強制経口投与試験における NOAEL と想定されました推定摂取量とを比較いたしまして、安全マージンとして 800,000 という値が得られております。

その次の「7. 構造クラスに基づく評価」に関しましては、8 ページにフローチャートがございますが、構造クラスⅢに分類されるということでございます。

7 ページに「Ⅲ. 食品健康影響評価」が記載されております。少なくとも香料として用いられる低用量域では、生体にとって特段の問題となる毒性はないものと考えられるということでございまして、結論といたしましては、食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられるというものでございます。

最後の紙をお願いいたします。右肩に参考と振ってあるものでございます。本件につきましては、昨年 12 月 17 日までの 30 日間、国民からの御意見・情報の募集を行いました。御意見や情報はございませんでした。本件につきましては、専門調査会の結果を持ちまし

て、関係機関に通知をしたいと考えております。

説明は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御意見・御質問がございましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、本件につきましては、添加物専門調査会におけるものと同じ結論、すなわち、「食品の着香の目的で使用する場合、安全性に懸念がないと考えられる。」ということでしょうか。

(「はい」と声あり)

(4) 平成 23 年度食品安全委員会予算案の概要及び定員要求結果の概要について

○小泉委員長 次の議事に移ります。「平成 23 年度食品安全委員会予算案の概要及び定員要求結果の概要について」です。事務局から報告をお願いします。

○西村総務課長 それでは、お手元の資料 4 に基づきまして、御報告いたします。

平成 23 年度食品安全委員会予算案ということで、年末に政府予算案として決定されたもののうち、食品安全委員会に関係する部分でございます。総額 10 億 700 万円で、前年度に比較しまして 82.62%ということで若干の削減になっております。

「2 主要事項」につきましては、1 ページの下の方からでございます。「食品健康影響評価技術研究の着実な推進」ということで、2 億 4,200 万円の計上でございます。これにつきましては、予算執行調査の指摘を踏まえて研究事業全体を精査して、研究委託費を若干削減した形になっております。

裏面でございます。「リスク評価等に必要調査の着実な推進」ということで、調査費 9,200 万円を計上しております。これにつきましても、行政事業レビュー（公開プロセス）の結果を踏まえまして、調査事業全体を精査し、優先度の高い調査の選択に重点を置いた形にしているところでございます。

「リスクコミュニケーションの着実な推進」ということで、2,400 万円。意見交換会等の開催でございますが、今般、消費者団体等との連携による意見交換会を新規に計上しております。

「食品健康影響評価に係る国際対応の着実な推進」でございます。食のグローバル化が進

む中で、外国政府機関や国際関係機関との連携ということをごさいますて、海外のリスク評価機関等との連携強化の新規計上を含めまして、2,900万円の予算を計上しております。

その他、「食品安全委員会の機能強化」ということで、自ら評価の強化のための技術参与の増員、あるいはオンラインによるデータ整備費などを新たに計上しているところがございます。

総額としては大変厳しい予算になっているところがございますが、事項としては確保されているところがございますので、効率的な執行に努める必要があると考えているところがございます。

2ページの下の方には、定員要求の結果ということをごさいますて、2名の増員と1名の定員削減ということで定員要求の結果がまとまっているところがございます。

説明は以上でございます。

○**小泉委員長** ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたら、お願いします。何か御意見はございませんか。どうぞ。

○**廣瀬委員** 「リスクコミュニケーションの着実な推進」という項目で、ここもかなり予算が削減しておりますけれども、最近のリスクコミュニケーションの手法としては、大規模な意見交換会を数年にわたってやってきたところだと思っておりますが、最近では20人から30人規模のいわゆるサイエンスカフェ形式の意見交換会が増えているということだと思っております。更にこういうふうに予算が削減されて、今後新たなリスクコミュニケーションの手法を何かお考えでしょうか。

○**新本リスクコミュニケーション官** 23年度予算におきましては、新たな意見交換会のスタイルといたしまして、消費者団体との連携タイプということで予算が確保されてございます。これまで意見交換会は単独もしくは地方公共団体との共催タイプが多かったわけがございますけれども、消費者を始めとする国民の御意見を、対話をしっかりできるようなスタイルでできないかということで、今回このようなスタイルのものを要求して認められてございますので、こういったものを活用して、より効果的な意見交換会を開催できないかということを考えているところがございます。

開催回数は限られますので、より広く活用できるように、意見交換会の内容についてはホームページを活用して情報提供することで、効果的な推進に努めたいと考えております。

○廣瀬委員 消費者団体等と一緒にやる意見交換会は、サイエンスカフェ形式の小さなものをお考えでしょうか。それとも今までどおり、かなり規模の大きいリスコミということをお考えでしょうか。

消費者団体と言ってもいろいろな団体があると思いますけれども、一部の団体は我々かなり意見が異なるとか、そういうこともあると思いますが、どういう消費者団体ということは、特に現在ではお考えになっていないのでしょうか。

○新本リスココミュニケーション官 今年度、消費者団体がどのようなリスココミュニケーションの活動をしているかという調査をしてございまして、その辺の実態を今、整理している段階でございます。そういった中で、より適切な意見交換会ができるような団体と御相談しながらやっていくということで、今後検討していくような段階でして、現時点でどこかというのは、まだ決まっていない状況でございます。

また、規模の関係については、これも連携の中でお互いに効果の上がる規模ということで、これも御相談をしながらということになるかと思っておりますけれども、基本的には対話型ということですので、余り大規模なのは今回の趣旨からは違うのかなということで、より意見がやり取りできるような規模での開催ということが基本ではないかと考えております。

○廣瀬委員 ありがとうございます。

○小泉委員長 ほかの方、いかがですか。どうぞ。

○見上委員 食品安全委員会の発足した当時と比べますと、予算がどんどん減らされてしまって、今年度 10 億円といたら BSE でいたら全頭検査の料金より下でないかなと思います。余り減らされると、どこか大きなところに吸収されるのではないかと一抹の心配があるのですが、その辺はどうでしょうか。

○栗本事務局長 御心配をおかけして申し訳ないと思います。見上委員の御指摘のように、一番多かったときはたしか 16 億円くらいの予算がございました。諸般の事情から、精一杯要求してまいりましたが、こういう形になってしまったということでございます。ただ、最低限であるかもしれませんが、必要などころには予算措置をしておりますので、

できるだけ工夫をしながら効果が落ちないように、額は確かに小さいですけれども、できるだけ最大限の効果が上がるような形で実行していきたいと思います。また御指導をよろしくお願いいたします。

○小泉委員長 ほかの方、どうぞ。

○野村委員 今の見上委員と全く同意見ですが、国民の中で食の安全性に対する関心が非常に高まっている中で、食品安全委員会の予算が減らされるということは、本当の意味での食品安全の確保という点で大変懸念を持っております。ただ、財政状況も非常に厳しいということでもありますので、予算が増えるということは望めないのですけれども、最低限、本当の意味での食の安全が確保するための事項は、今後も押さえていくべきだということが第1点。

予算がなくても予算の範囲内で、できるだけ効率的に進めていただきたい。先ほどリスクコミュニケーションの話がありましたけれども、これも民間との協力関係をできるだけ強めて、余りお金のかからないリスクミを進めていく工夫も必要かなと考えます。

もう一つはメディアに対する働きかけ。言い方は変ですが、割とコストパフォーマンスがいいと思いますので、そういう工夫も重ねていただきたいと思います。

○小泉委員長 ありがとうございます。ほかの委員の方々、いかがですか。

私も同意見でして、今、言われたように食の安全は非常に重要な中で、一定の割合でどんどん減らしていく。指数関数的に減らすということは、どこかで収れんするのでしょうかけれども、そういったときになれば、なかなか我々は食品の安全に対して、きっちりリスク評価をしていくのが困難な状況になるのではないかと。例えば5億くらいまで減らされたときにはどうなるのかという心配があります。

今後、食の安全についてきっちりとリスク評価を行い、安全を確保するということが行えない状況にはならないように、事務局の方で頑張ってくださいと思います。

○野村委員 私は先ほど、本当の意味での食の安全の確保と言ったのですが、これはまさに科学的評価に基づいた客観的な安全性の確保が国民経済にとっても非常に重要であり、かつ必要でありますので、そこをおろそかにするという事は、日本の国益にとって非常にマイナスだということころは、ここで訴えておく必要があるかなという気がいたします。

○小泉委員長 それぞれの委員の方々から強い懸念を持たれておりますので、よろしくお願いたします。ほかによろしいでしょうか。

(5) 食品安全モニターからの報告（平成 22 年 10 月分）について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「食品安全モニターからの報告（平成 22 年 10 月分）について」です。事務局から報告してください。

○原嶋勸告広報課長 それでは、お手元の資料 5 に基づきまして、御説明を申し上げます。

食品安全モニターからの報告（平成 22 年 10 月分）でございます。10 月中には 20 件の報告がございまして、内訳を見ますと、毒キノコ関係が 4 件、アルミニウム関係が 2 件、農薬関係が 2 件、食中毒に関する情報提供が 2 件、リスクコミュニケーション関係が 2 件、食品表示関係が 2 件等となっております。

2 ページに「10 月のトピック」がございます。昨年秋は毒キノコが誤って販売される事例あるいは毒キノコによる食中毒事例が相次いだことから、モニターの方々からのこれに関する報告が 4 件ほどございました。基本的には毒キノコについて情報提供あるいは管理をしっかりとしてほしいというような内容でございます。食品安全委員会からはホームページにおきまして、誤って毒キノコを採取しないように注意するとともに、キノコ毒の概要及び関係機関からの情報についてを取りまとめて、お知らせしているところでございます。

4 ページ。アルミニウムに関してでございます。アルミニウムの安全性につきまして、2 件ほどモニターからの報告がございました。これにつきまして、食品安全委員会からは平成 22 年 3 月に自ら評価の対象案件としてアルミニウムを選定しているということを述べるとともに、現在それにつきましては、まず情報収集を行うとしているということを述べてございます。

アルミニウムに関しましては、土壌、水、空気中に存在し、その他いろいろ幅広く使用されておまして、国内の規制といたしましては、水道法に基づく水道水基準がございません。食品添加物としての硫酸アルミニウムアンモニウムなどについて食品衛生法による基準が設定されているところでございます。

国際的にもいろいろと評価のための試験等が行われているところでございます。

食品安全委員会としては、アルミニウムにつきまして、リスク管理を行うための必要な情報収集を引き続き行っていることを述べているところでございます。

5 ページ。ひじきにおけるヒ素の安全性についてのお問い合わせがございました。これにつきましては、食品安全委員会からは我が国の食文化に基づき、通常摂取範囲内では中毒を起こすなどの健康に悪影響を生じたという報告は今までなく、通常の料理法に基づき料理されたひじきを適度に食べる範囲においては、心配することはないということを述べているところでございます。

8 ページ。食中毒に関する情報提供につきまして、情報提供をお願いしたいというようなモニターからの御意見でございました。これにつきましては、ホームページにおきまして、畑江委員が作成されました「食中毒を防ぐ過熱」等でいろいろ解説をしておりますし、キッズボックスの中でもいろいろ述べているところでございますので、こうしたホームページなどを通じて、しっかりと国民の皆様にお伝えしていきたいということを述べているところでございます。

10 ページ。リスクコミュニケーションに関しましては、わかりやすく伝えてほしいという御意見がございました。これにつきましては、様々な媒体を通じまして、様々な形でリスクコミュニケーションを行っておりますが、今後も引き続き積極的に行っていきたいということを述べているところでございます。

概要ですが、説明としては以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

(6) 平成 23 年度食品安全モニターの募集について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「平成 23 年度食品安全モニターの募集について」です。事務局から説明をお願いします。

○原嶋勸告広報課長 お手元の資料 6 に基づきまして、御説明を申し上げます。平成 23 年度におきましての食品安全モニターの募集についてでございます。食品安全モニターは食品安全委員会が行った評価等についての実施状況について、情報提供比較とともに様々な食品安全に関する意見、要望等をお聞きするというために、食品安全委員会が依頼するものでございます。

対象者といたしましては、資料 6 の 1 ページの 2 に書いてございますような方々を対象としているところでございます。モニター定数は 470 名とし、任期を 2 年として 1 年ごと

に半数を改選するという事で、平成 23 年度は 235 名に新たにモニターになっていただくということでございます。

2 ページ。3 でございますが、モニターの方々には、食品の安全に関する調査についての報告。食品安全行政についての意見の随時報告。危害情報を入手した場合の情報提供。食品安全モニター会議への出席。委員会が行う食品の安全に関する情報提供への協力等をお願いしたいと考えているところでございます。

モニターからの御報告につきましては、様々な形で活用していきたいと考えているところでございます。

募集のスケジュールといたしましては、5 に書いてございますように、もしよろしければ明日から募集を開始いたしまして、2 月上旬まで募集をいたしまして、3 月に選考、決定をいたしまして、4 月に依頼状発送という形で進めたいと考えているところでございます。

今回、資料の一番最後に「食品安全モニターになりませんか」という募集のカラーのチラシがございますので、こうしたチラシなども配付する形で募集を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の説明の内容あるいは記載事項につきまして、御質問がございましたら、お願いします。よろしいですか。

これはどこに配布されるのですか。

○原嶋勸告広報課長 自治体等に募集のチラシを配布することにしております。また、ホームページ等でも御覧いただくことができるように考えているところでございます。

○小泉委員長 モニターに応募される方からもよく意見があるのですが、こういったある程度の知識レベルが必要という理由は何でしょうか。

○原嶋勸告広報課長 全く予備知識がないとなると、外れたものが出てくる可能性がございますので、こちらでお願いしているものとしましては、危害情報を入手した場合ですとか、食品行政への意見ということまで求めているところがございますので、それに対応できるだけの基本的な知識を持った方をお願いしたいということが趣旨だと理解しております。

○畑江委員 たしか前に質問をしたときに、今おっしゃったことに加えて、他の内閣府関係のモニターは資格を問わないので、それと区別するためにこういう資格を付け加えたという御説明をいただいたような気がします。

○原嶋勸告広報課長 確かに今、委員のおっしゃられたとおり、様々なモニターがございますので、そういう中で特に食品安全という観点に特化した方にモニターを務めていただくために、ある程度の限定をさせていただきたいというのがあるのも事実かと思えます。

○小泉委員長 ありがとうございます。やはり我々は食品健康影響評価という科学評価ですので、それを理解して、一般消費者の方々にしっかりと伝えていただくとか、あるいは食品健康影響評価に基づいて実際にちゃんと基準が守られているかを見ることは、なかなか知識の要ることではないかと私も思います。かなり科学的知識を必要としておりますけれども、よろしく願いいたします。

(7) 『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 22 年 11 月分）について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「『食の安全ダイヤル』に寄せられた質問等（平成 22 年 11 月分）について」です。事務局から報告をお願いします。

○新本リスクコミュニケーション官 資料 7 に基づきまして、御報告いたします。食の安全ダイヤルに寄せられた質問で、11 月分でございます。問い合わせ件数は 51 件ございました。ちなみに前月 10 月が 58 件、9 月が 55 件となっております。

この内訳でございますが「①食品安全委員会関係」で 6 件ということで、この中には食品安全モニターの募集はいつから始まるのですかというようなお問い合わせもいただいております。

「②食品の安全性関係」でございます。11 月については、化学物質系で 7 件いただいております。これは主に食品添加物や農薬について、評価結果や安全性についての問い合わせでございました。

「③食品一般関係」、リスク管理関係でございますが 34 件ということで、このうち化学物質系で 12 件ということです。これは添加物あるいは汚染物質などの基準値についてのお問い合わせでございました。新食品関係で 2 件ということで、これについては健康食品の過剰摂取についてのお問い合わせでございました。

この他、衛生関係で8件、食品表示関係で8件などとなっております。

2ページ。これまでの件数の推移ということで整理してございます。

3ページ。問い合わせの多い質問としましては、今回は「Q 健康食品やサプリメントを多量に摂取しても大丈夫ですか」という形でQ&Aを整理してございます。

答えですけれども、いわゆる健康食品については、法律上の定義がなく、広く健康の保持増進に資する食品として販売されているもの全般を指しているということでございます。

健康食品は、法律上は一般の食品に含まれるものとして、食品衛生法や健康増進法に基づく規制を受けているものでございます。

食品安全委員会では、特定の保健の用途に資する旨を表示できます特定保健用食品については消費者庁の諮問を受けて、製品ごとに安全性の評価を行っております。これにつきましては事業者によって適切に製造等をされ、消費者も摂取目安量等の事項に留意して摂取すれば大丈夫ですということでございます。ただ、その他の健康食品については、個別の評価は食品安全委員会では行っていないところでございます。

体に必要な成分を健康食品から摂取される方も多いかもかもしれませんが、体に必要な成分であっても摂り過ぎれば有害となることがあるということでございます。

特にカプセル等のいわゆるサプリメントにつきましては、特定の成分が多量に入っている場合が多いということと、一度にたくさん摂ることができるということで、過剰摂取に対する注意が必要ということでございます。食品安全委員会のホームページのキッズボックスにも注意喚起のコーナーを掲載しているところでございますので、是非御覧ください。また、独立行政法人国立健康・栄養研究所の方では、ホームページにおいて健康食品に関する安全性・有効性情報を掲載しているということで、関係のURLを掲載しているところでございます。

これにつきましては、食品安全委員会のホームページに掲載して、広く情報提供をしていきたいと考えてございます。

以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、御質問等がございましたら、お願いします。よろしいですか。

(8) 食品安全委員会の12月の運営について

○小泉委員長 それでは、次の議事に移ります。「食品安全委員会の12月の運営について

て」です。事務局から報告をお願いします。

○西村総務課長 お手元の資料8に基づきまして、食品安全委員会の12月の運営について御報告申し上げます。

食品安全委員会の開催ですが、12月2日には4品目について評価の要請があり、添加物専門調査会から審議結果の報告があり、そのほか、食品安全関係情報の報告がございました。

12月9日の委員会では、1品目について評価の要請があり、肥料・飼料等専門調査会の審議結果報告が1件。評価結果の通知が遺伝子組換え食品等1品目についてございました。2ページ。そのほかに食品安全モニター課題報告の結果。11月の運営報告がございました。

12月16日の委員会では、カナダにおける食肉処理施設の現地査察結果についての報告。評価の要請がございました。農薬、新開発食品、肥料・飼料等専門調査会から審議結果の報告がありました。「調査・研究企画調整会議の設置等について」を決定しております。

「食品の安全性確保のための調査研究の推進の方向性について」を決定しております。また、ファクトシートの更新についての報告、食品安全関係情報についての報告、標準処理期間の達成状況についての報告がそれぞれございました。

3ページ。高濃度にジアシルグリセロールを含む食品に関するワーキンググループが12月27日に開催されております。

専門調査会ですが、企画専門調査会が12月16日。添加物専門調査会が12月21日。農薬専門調査会は評価第四部会が12月6日、評価第三部会が12月14日、幹事会が12月15日、評価第一部会が12月22日にそれぞれ開催されております。動物用医薬品専門調査会が12月20日、化学物質・汚染物質専門調査会の清涼飲料水部会が12月16日、プリオン専門調査会が12月24日、遺伝子組換え食品等専門調査会が12月13日にそれぞれ開催されております。

意見交換会ですが、京都市と八戸市において、それぞれワークショップが行われているところでございます。

報告は以上でございます。

○小泉委員長 ありがとうございます。ただ今の報告の内容あるいは記載事項につきまして、何か御質問はございますでしょうか。ございませんか。

ほかに議事はございますでしょうか。

○西村総務課長 ほかにはございません。

○小泉委員長 これで本日の委員会の議事はすべて終了いたしました。

さて、創設以来、委員会の運営に大変御尽力いただきました見上さんですが、本日の委員会が最後になります。これまでの食品安全委員会委員としての7年半を振り返って、ごあいさつをいただければと思います。よろしく願いいたします。

○見上委員 大変お世話になりました。7年を通じての感想を短く述べるとすると、1つは残念であったこと、1つはよかったこと他の1つは、心配していることを3つまとめました。

委員会が発足以来、BSEが政局になってしまって、牛肉の安全でなく、安心を求める風潮になってしまったこと。そのために無駄な多額の予算を使い、何一つ進展せず、世界から全く評価されない結果になってしまったことが非常に残念でした。

よかったことは、遺伝子組換え食品等専門調査会や他の専門調査会において、立派なガイドラインをつくり、それに沿ってリスク評価が進んだことは非常によかったことだと思います。

心配していることは、農薬専門調査会のリスク評価が最近非常にスローダウンしてしまったということ。それはすごく心配です。

食品安全委員会は、特に7名はそれぞれの専門分野を持った先生方で、個々の科学的な独立性は最も重要ですが、更に重要な点は7人の委員に加えて、専門調査会の専門家、事務局のメンバーによる組織的な対応が非常に必要だと思います。委員長をサポートして、今後さらなる発展を期待しています。長い間お世話になりました。

以上です。

○小泉委員長 どうもありがとうございました。見上さんと私は発足以来、ずっと一緒にこの食品安全委員会で仕事をしてまいりましたが、私は特に御専門の鳥インフルエンザにつきましても、委員長談話の作成などをいただきまして、その結果、国民に大きな混乱が起らなかったことは、極めて重要な御活躍であったかと思っております。

そのほか、たくさんあるのですけれども、BSEのリスク評価では今おっしゃいましたように適切な御意見、窒息事故につきましても幅広い視野に立った御意見など、食品安全委員会として大きな責任を果たされたと思います。改めて御礼申し上げます。ありがとうございます

ございました。

ほかの委員の方々に、御一緒されていて、御意見がありましたら、お願いします。

○野村委員 是非拍手をもって功績を讃えたいと思います。

○小泉委員長 どうもありがとうございました。

(拍手起こる)

○小泉委員長 それでは、次の委員会会合につきましては、1月13日木曜日14時から開催を予定しております。

明日7日金曜日10時半から「リスクコミュニケーション専門調査会」が公開。14時から「遺伝子組換え食品等専門調査会」が非公開。

来週11日火曜日9時30分から「微生物・ウイルス専門調査会」が公開。14時から「新開発食品専門調査会」が公開。引き続き15時30分から非公開でそれぞれ開催される予定となっております。

今、見上さんの方からいろいろと御心配ごと等をいただきましたが、それを真摯に受け止めて、今後も一生懸命頑張っていきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして第361回食品安全委員会会合を閉会といたします。ありがとうございました。